

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

1 月 総 会 議 事 録

期 日 令和3年1月15日(金)

場 所 コミュニティセンター
多目的ホール

令和3年1月15日開催、川崎町農業委員会総会をコミュニティセンター多目的ホールに招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(10人)

1番	田所 義信	2番	重籐 義光	3番	中村 明
4番	松江 英幸			6番	山下 理江
7番	政時 修			9番	原 健治
10番	原口 友博			12番	西山 一郎
13番	大内田峰夫				

3、欠席委員(3人)

5番	星野 宗広
8番	藤川 航
11番	中島 隆

農地利用最適化推進委員

4、本会事務局 事務局長 林勇 係長：中島俊悟 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第6番 山下 委員 第7番 政時 委員

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

事務 局長 定刻となりましたので農業委員会1月総会を始めたいと思います。
議案についてですが、できるだけ時間短縮することを目的として、質問及び意見等については事務局に前もって連絡をしていただくようになっておりましたが、質疑応答については必要と考えるので、もし意見等がある場合については挙手をして発言していただくようお願いします。またそれでは、会長より挨拶をお願いいたします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、10名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長をお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。また本会議においてはマスクの着用を了解していただきたいと思います。

議 長 それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業 委員 はい。

議 長 それでは■番の■委員さんと■番の■委員さんよろしくお願いたします。

議長 それでは議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。1ページをお開きください。朗読いたします。

譲受人住所、川崎町大字池尻■■■■番地の■■、氏名、■■■■です。譲渡人住所、川崎町大字川崎■■■■番地、氏名、■■■■、土地の所在は、川崎町大字安真木字■■■■番■■、地目、田、地積1,269㎡です。他2筆で合計1,514㎡です。申請理由は売買で申請目的は、資材置き場ということであります。3条で何度か不許可になった所です。今回は5条転用することによって申請がありました。譲受人の■■■■は土木会社設立に伴い資材置き場が必要なため、申請に至ったということでした。何度も現地確認をしていただいているので現地確認は割愛させていただきましたが、新設する会社の事務所に会長と事務局長と私とでいきました。現地は普通の民家で表札にガムテープを張ってその上にマジックで申請者の会社の名前が記入されていました。2ページの位置図と3ページの航空写真で場所の確認をお願いします。4ページに計画平面図を添付しております。以上です。

議長 ただいま事務局の説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。

■■ 委員 会社設立に伴う資材置き場ということですが、会社は登記をされているのですか。

事務局 登記をしていない個人事業主です。

■■ 委員 許可の要件として、設立の準備段階でこの計画は成り立つのですか。

事務局 いま県に事前に情報提供をしておりますが今のところ問題ございません。個人で事業をするにあたり、控除等の関係で税務署に届け出が必要になるということで、その届出の写しを手出すよう現在依頼しております。

■■ 委員 この譲受人は今現在どちらで働かれているのですか。

事務局 私が聞き取りしたところ、現在は土木会社に勤めており、形的には独立をするような形のようにです。

議長 事務局がさっき言った通り、私も一緒に会社の事務所に行ったところ、表札にガムテープを張って、会社名を書いているといった感じで疑わしいところもございますが、資料上は整理されております。新しく起業するという事なので実績等はございません。

■ 委員 では建設業の許可とかはしていないということですね。

事務局 そうですね。

■ 委員 事業費の額が一定を超える様なら建設省の許可が必要になるはずなので、それは確認できていますか

事務局 それは確認しておりません。

■ 委員 下流にある楠木池等の水質汚染等があったら困りますので、産廃等を埋めたりしないという念書を書かせた方がいいと思います。

事務局 そのように指導いたします。

議長 他ございませんか。ないようですのでお諮りしたいと思います。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第1号農地法第5条1項の規定による許可申請については原案のとおり承認とし、やむを得ないという意見を付して県に進達いたします。

議 長

それでは事務局より追加議案が出ておりますので、そちらから先に審議していただきます。それでは議案第2号賃借料情報（小作料）について事務局は説明をお願いいたします。

事 務 局

例年、広報2月号で掲載している、賃借料情報についてです。朗読いたします。昨年まで、田は13,000円、畑は5,000円と記載して広報に掲載しておりましたが、川崎の基幹作物である水稲、つまり田については、耕作条件の悪い田から、とても耕作がしやすい田まであり、それを一律で13,000円と参考額を出すのはいかがなものかという意見がありましたので、会長及び副会長、■■■■委員と話し合いを行い、案を作成しました。まず田1枚の大きさ（これは現地ですね、登記上は1筆であっても現地は3枚ある等もございますので1枚と記載しております。）で区分しています。2反以上と1反以上2反未満、1反未満で3つに区分し、それぞれ耕作条件の良い田、並の田でまた区分しております。耕作条件の判断基準はたくさんあると思いますが、大まかなものを下に記載しました。

こういったものを判断基準として、耕作条件を決めていただいて、参考にする賃借料及び物納量を決めてくださいといった感じです。

減額傾向になった原因についてですが、これから、耕作者がどんどん減って、後継者もおらず、農地を管理することが困難な人が多くなると思われます。これから、担い手に農地を集約していく必要性がより一層強まる中で、担い手が借りやすい環境づくりもこれから大切になってくると考えます。また、米価の下落に伴い、賃借料が担い手の重い負担になり、結果、意欲低下や経営不振により担い手の減少にもつながる要因になる可能性もあるだろうということで、会長、副会長、■■■■委員、事務局と協議を重ね、例年よりも減額の傾向にある賃借料情報になりました。この賃借料情報とはあくまでも参考額でございます。平成21年の農地法改定により、標準小作料が廃止となりましたので、賃借料を決める参考に利用してくださいというのがこの賃借料情報となります。本来は1月8日の総会で追加議案で承認いただいたら即、広報担当に連絡して掲載手続きをする予定でしたが、大雪の関係で本日に延期したことで、承認をいただいてからでは広報の締め切りに間に合わないので、すでに広報掲載の手続きをしておりますことを申し添えます。以上です。

議

長

只今の事務局の説明に質疑のある場合は挙手をお願いします。ないようですのでお諮りしたいと思います。

議案第2号賃借料情報（小作料）について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成多数）

賛成多数ですので議案第2号賃借料情報（小作料）は原案のとおり承認とします。

議長 長 それでは報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)についてに移りますが、これについては番号1と番号2は内容が同様でございますので一括議題としてもよろしいですか。

委員 員 はい

議長 長 異議なしと認めます。それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)番号1と番号2について併せて説明します。5ページをお開きください。朗読いたします。
賃貸人住所、川崎町大字安真木■■■■番地、氏名、■■■■と、川崎町大字安真木■■■■番地、氏名■■■■、この方は両方亡くなっておられるので、相続人の■■■■さんから今回申請がっております。賃借人住所、川崎町大字安真木■■■■番地の1、氏名、■■■■、土地の所在、川崎町大字安真木字畑ヶ田■■■■番■■■■、地目、田、地積、399㎡他3筆で合計1,736㎡、契約期間が平成30年11月20日～令和5年11月19日の5年間で、権利の種類は農業経営基盤強化促進法による賃借権、申請理由は耕作不能のためということです。過去に賃借人が3条で他の農地を取得する際に条件として、それまで管理ができていなかったこの農地もしっかり管理しますよということになっていたにもかかわらず、その際に草を刈ってから後は何もしていなかったようです。今回貸していた人が、見かねたような形になったようです。6ページに位置図、7ページに航空写真を添付しております。

議長 長 それではただいまの事務局の説明について意見等ございませんか。ないようですので報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について終わります。

議 長 その他に入ります。
 何かありますか。

事 務 局 (農業新聞及び農業者年金の推進依頼)
 (活動記録簿の提出依頼)
 (源泉徴収について)
 (意向調査について)
 (農業委員研修について)

■ 委員 (産廃について)

議 長 他ございませんか。

議 長 次回の総会は、2月10日（水）13時30からを予定しております。以上をもちまして、川崎町農業委員会1月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 14時10分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

6 番委員 _____

7 番委員 _____

議 長 _____